

NISA総投資簿価残高のご案内開始について

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

2024年以降のNISA制度において、投資家一人当たりの非課税保有限度額（1,800万円）が設けられています。一人の投資家が複数の金融機関でNISA口座を開設している場合は、すべてのNISA口座で保有する商品の取得価額（簿価）を合計した金額（NISA総投資簿価残高といえます）が非課税保有限度額を超過すると課税の取扱いとなります。

2029年以降は、前年に解約した商品の簿価の分だけ非課税保有限度額が復活し、年間投資枠の範囲内で新たな投資に利用することが可能です。

これらにともない、2026年よりお客さまへ下記の通りNISA総投資簿価残高をご案内することとなりました。

記

1. 対象のお客さま

以下①②両方に当てはまるお客さまが対象です。

- ① 2024年以降にNISA口座で購入した商品を前年末時点でいずれかの金融機関で保有している
- ② 当年のNISA非課税枠を当社で設定している

2. ご案内方法・時期

NISA総投資簿価残高を記載した「特定累積投資勘定基準額等通知書」を、原則年に1回（2月以降）^{※1}、お届け住所宛てにご郵送いたします^{※2}。

※1：年末時点のNISA総投資簿価残高に変更が生じた場合はあらためて通知いたします。

※2：三菱UFJ信託ダイレクト<インターネットバンキング>の電子交付サービス対象外です。

3. お客さまへのお願い

- ・お届けの氏名、個人番号（マイナンバー）に変更が生じた際は、お早めにお取引店にてお手続きをお願いいたします。複数の金融機関でNISA口座を利用した商品をお持ちの場合は、全ての金融機関にて変更のお手続きをお願いします。
- ・変更手続きがお済みでない場合は、お客さまへ正しいNISA総投資簿価残高をご案内できかねますのでご注意ください。

*NISA制度の詳細は[こちら](#)をご確認ください。

以上